

住み慣れた地域で自分らしく生活することができるように、
『成年後見制度』等に関するご相談に応じ、利用についてお手伝いします。

社会福祉法人 小林市社会福祉協議会
成年後見センターこばやし
パンフレット



**日常生活
自立支援事業**
(あんしんサポート)

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

成年後見センターこばやしでは こんな役割を担います。

1

相談(無料)

- 電話や窓口で、成年後見制度や権利擁護に関する相談をお受けします。
- どのような支援が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。
- 相談の内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者を支援します。

相談日

月曜日から金曜日

(土日・祝日及び年末年始はお休みになります。)

午前8時30分～午後5時00分

2

成年後見人等の受任

家庭裁判所から選任された
成年後見業務を行います。

3

市民後見人の育成

判断能力が低下した方の生活を地域で支援する「市民後見人」の養成を行います。

4

普及・啓発

- 「成年後見制度」について地域の会合等でお話し、制度の周知を行います。
- 支援の必要な方への情報提供を行います。

あなたに必要なサービスは？

成年後見センターこばやしでは、日常生活自立支援事業と法人後見事業により、支援の必要な方をサポートします。自分もしくはあなたの大切な人がどのような支援が必要か下のチェックシートで確認してみてください。



小林市観光イメージキャラクター
「こすモ〜」

判断能力に不安がある

(通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてお金がおろせないことがある。)

はい

日常生活自立支援事業
(あんしんサポート)の利用
をおすすめします (P3へ→)

判断能力が不十分

(ほとんどのことは自分で出来るが、誰かの手助けがあると安心。)

はい

成年後見制度
(補助類型)の利用
をおすすめします (P6へ→)

判断能力が著しく不十分

(物忘れが多くなってきた。重要な契約は自分一人ではできない。)

はい

成年後見制度
(保佐類型)の利用
をおすすめします (P6へ→)

判断能力が常に欠けている

(物忘れがひどくなって家族の区別もつかなくなってきた。)

はい

成年後見制度
(後見類型)の利用
をおすすめします (P6へ→)

判断能力が十分にある

(これからのことが不安。将来支援してくれる人を今のうちに決めたい。)

はい

任意後見制度の利用
をおすすめします (P9へ→)

にちじょうせいいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

どんな制度なの？

ふくし
福祉サービスを
りよう
利用したいけれど、
てつづ
手続きの仕方が
しかた
わからない。

ぎんこう
銀行に行って
かね
お金をおろしたい
けれど、
じしん
自信が
なくて
だれ
誰かに
そうだん
相談したい。

ほうもんはんばい
訪問販売の
ひと
人が来たとき、
たいおう
どう対応していいか
わからない。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。このような方々を支援する取り組みとして、小林市社会福祉協議会では「日常生活自立支援事業」を実施しています。「日常生活自立支援事業」は、認知症や知的障がい・精神障がい等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行うものです。

ご本人、小林市社会福祉協議会との二者契約により、サービスを提供します。

サービス利用の流れ▶▶▶

そうだん うけつけ 相談の受付

小林市社会福祉協議会へ
ご相談ください。



むりよう
無料

ほうもん うちあわ 訪問・打合せ

小林市社会福祉協議会の専門員が
ご自宅を訪問し、お困りのことなど
をお聞きします。そして、お手伝い
できるサービスについてご説明しま
す。

むりよう
無料

(あんしんサポート)とは？

このような方を対象としています

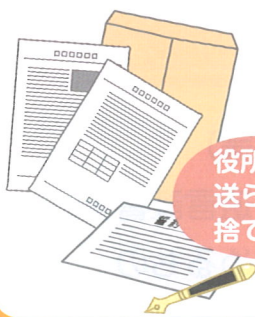
ご本人に何かしらの不安があるけれども、成年後見制度を利用するほどではない方に対して、成年後見センターこばやしが次のようなサービスを提供し、個人の日常生活の支援を行います。

利用できる方 (次のいずれにも該当される方)

- ・小林市にお住まいであること
- ・日常的金銭管理や福祉サービスの利用等について、自己の判断や障がい
で適切に日常生活を送ることが困難であること
- ・この事業の利用に関する契約を締結する能力があると認められること
- ・親族等からの日常的な援助が望めないこと



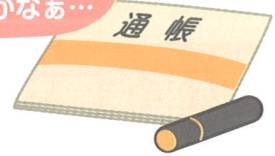
たとえば、こんなことで困っていませんか？



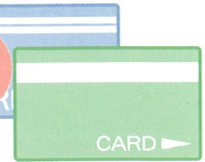
役所から難しい書類が送られてきたけど、何？捨てていいのかしら？



あれっ、銀行の通帳どこにおいたのかなあ…



お金の管理が心配…どうしよう？



支援計画作成・契約

ご本人の意向を確認しながら専門員が支援計画を立てます。その計画で承諾をいただければ、小林市社会福祉協議会と宮崎県社会福祉協議会と三者契約します。

むりよう
無料

支援の開始

契約（支援計画）に基づいて日常生活自立支援事業の専門員がご自宅を訪問し、援助を行います。



ゆうりよう
有料

どのようなことをしてくれるの？

① 金銭管理サービス > 毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします

具体的内容

- ・福祉サービスの利用料金、医療費、日用品などの支払の手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・公共料金、税金や社会保険料の支払の手続き
- ・預貯金の出し入れや解約の手続き

② 生活支援サービス > 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします

具体的内容

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ・福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行、代理
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援
- ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報の提供、相談
- ・役所への届出（例えば、年金の現況届）等に関する手続き

③ 財産保管サービス > 大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします

- お預かりできるもの
 - ・定期預貯金証書
 - ・有価証券（株券・債券等）
 - ・証書（保険証書・不動産権利証書・契約書・遺言証書等）
 - ・実印、銀行印
 - ・その他、本会が必要と認めるもの
- ※このサービスは、保管のみとなり、財産の運用管理はできません
- お預かりできないもの
 - ・宝石・貴金属・書画・骨董品等

利用料

そうだんりょう
相談料は、**無料**です。

契約後、生活支援員による援助を受けた場合、
1回ごとに右記の利用料が発生します。

日常生活自立支援事業

いっぽんせたい
一般世帯
1時間1,000円
+交通費

せいかつほごせたい
生活保護世帯
無料



みやざきけんしゃかいふくしきょうぎかい やくわり 宮崎県社会福祉協議会の役割

○公平性を守ります ————— 契約締結審査会

保健・医療・福祉・法律などの専門家で構成し、契約等についての審査を行い、契約の有効性、公平性を保ちます。

○監視・提言を行います 宮崎県福祉サービス運営適正化委員会

事業の適正な運営を監視するとともに、利用者などからの苦情を適切に解決することを目的として、保健・医療・福祉・法律などの専門家などで構成する「宮崎県福祉サービス運営適正化委員会」を設置しています。

成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度ってどんな制度なの？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度にはどんなものがある？

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

ほうていこうけんせいど 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方のために
「後見」「保佐」「補助」



にんいこうけんせいど 任意後見制度

将来の不安に
備えたい方のために

法定後見の種類について

法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分けられます。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも気を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることとなります。



申立てに必要な費用は？

※申立てに必要な費用は、鑑定料を含め原則として申立人が負担します。

申立の費用

	後見	保佐	補助
申立手数料 (収入印紙)	800円	800円	800円
登記手数料 (登記印紙)	2,600円	2,600円～	2,600円～
その他	連絡用の郵便切手、鑑定料		

- その他、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類を入手するための費用などがかかります。
- 後見、保佐開始の申立てを行う場合は、鑑定料が必要な場合があります。

※本人の判断能力を医学的に十分確認するための医師による鑑定にかかる経費（おおむね5～10万円）

申立ての流れ

本人や関係者から聴き取り

家庭裁判所へ
申立て

審理

法定後見の
開始の審判
成年後見人等
の選任

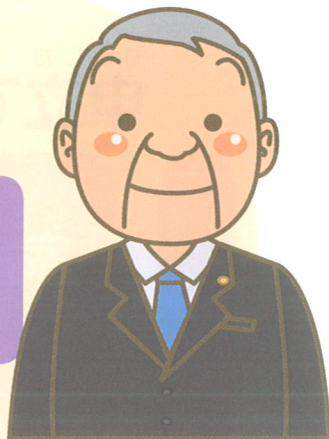
成年後見人等の候補者の適格性の調査

審判の確定
(法定後見の開始)

もうした かた ばあ い 申立てをする方がいない場合

法定後見開始の審判の

申立権

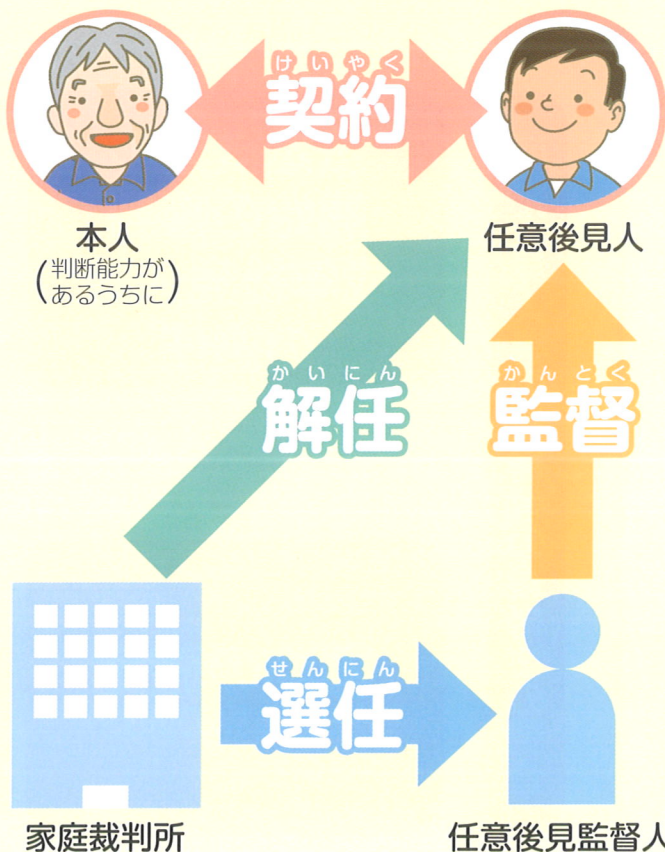


市町村長

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立権が与えられています。

にん い こう けん せい ど 任意後見制度について

公証人の作成する
公正証書



将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ支援者(任意後見人)に、「どのような支援をしてもらおうか」を公正証書により契約しておく制度です。本人の判断能力が不十分になったときには、「任意後見人を監督する人」(任意後見監督人)を家庭裁判所に選んでもらいます。

任意後見監督人が決まって初めて任意後見人は支援を開始できるようになります。

せいねんこうけん

成年後見センターこばやし

そうだん はっけん けつてい しえん
相談・発見から決定・支援までのシステム

はっけん そうだん
発見・相談

申立人がいない場合は市町長
申立てを行う。

じゅにんけんとういんかい
受任検討委員会

※受任検討委員会にて受任の
審議を行う。

かていさいばんしょ しんばん
家庭裁判所の審判

検討後、他機関への紹介が妥
当と思われるケースについて
は、他機関を紹介する。

こうけん
後見(サービス)スタート

うんえいいんかい
運営委員会

委員会終了後、被後見人等へ
の援助見直しが必要な場合
は、支援計画の見直しを行う。

1. 受任検討委員会の役割

(委員8名以内で組織：法律、福祉関係者及び行政関係者)

- ①成年後見受任等に係る審議 ②その他運営に関する重要な事項の審議

2. 運営委員会の役割

(委員10名以内で組織：法律、医療福祉関係者及び行政関係者)

- ①成年後見のサービス提供状況の監査
②その他、センター運営に関する重要な事項の検討



社会福祉法人 小林市社会福祉協議会

お問い合わせ

せいねんこうけん

成年後見センターこばやし

〒886-0004 宮崎県小林市細野367番地1 小林市社会福祉協議会内

TEL 0984-23-5172 FAX 0984-27-3533

E-mail kouken-kobayashi@aroma.ocn.ne.jp